

## 〔論 説〕

プールの安全管理をめぐる法制度（下）：  
「ライフセービングと法」の研究（2）

佐 藤 義 明

## 4. プールの安全管理に関する法令

## (a) 刑事責任を規律する法令および条例

海岸は自然公物である。それゆえ、海水浴場の設置者が利用者のリスクを低減する一定の義務を負うものの、原則として、利用者自身が自然条件に起因するリスクを負うことになる<sup>114</sup>。これに対して、プールは人工物である。それゆえ、その設計・建設の時点から、設置者が利用者のリスクを最小化し、利用者が通常の利用方法に従っているかぎり、事故が発生することがないように管理しなければならない。そこで、プールにおいて事故が生じた場合には、刑法第 211 条 1 項の下の業務上過失致傷・致死罪の適用がただちに問題となる。とりわけ、プール自体に瑕疵がある場合には、設置者などの刑事責任は重いものと考えられる。工作物・営造物の設置は、利用者の「自己責任の領域の外」にあることから、設置者の故意または過

114 海岸の管理に関する過失を認定し、国土交通省職員ら 3 名の業務上過失致死罪の成立を認め、禁錮 1 年執行猶予 3 年に処した判決として、神戸地判 2011 年 3 月 10 日参照。なお、海岸の安全管理義務は近年強化された。すなわち、2009 年の改正で、海岸法第 1 条が、改正前からの「海岸の防護」に加えて、「公衆の海岸の適正な利用」を目的として掲げ、海岸管理者は、海岸利用者の安全確保にいっそう留意しながらその職務を遂行することが要求されることになったのである。

失を問うことなく民事責任が認められることになり、そのような工作物・営造物の利用契約に免責特約が付されても、工作物・営造物の瑕疵に起因する事故は免責特約の対象とならないとされている<sup>115</sup>。このことにかんがみると、利用者の「自己責任の領域の外」で、設置者の故意または過失に基づいて事故が発生した場合には、設置者の責任はとりわけ重いと考えられるのである。

これに対して、利用者はプールの利用が本質的にリスクをとまなうことを理解しているはずであることから、リスクが現実化したときには、その結果を負担することに同意しているものとみなされ、設置者に故意または重過失がないかぎり、設置者の行為の違法性が阻却されるといわれることもある<sup>116</sup>。たしかに、スポーツに係わる事故について、このような「危険の引受け（assumption of risk）」の法理に依拠して違法性を阻却した判決も下されている<sup>117</sup>。しかし、同法理を採用した判決に対しては、「被害者の生命処分の意思さえもなく（あっても問題である）、ましてや生命に優越する利益もないにも拘わらず、[被害者による危険の引受けを判断材料として当該危険]から生ずる生命侵害が社会的[に]相当であるといっても、簡単に納得できるものではない」<sup>118</sup>などとする批判がある。実際に、プール事故の際に、設置者に過失があるにもかかわらず、被害者による「危険の引受け」に依拠して設置者の刑事責任が否定されるとした例は知られていない<sup>119</sup>。

---

115 東京地判 1997 年 2 月 13 日参照。

116 日本水泳連盟、日本スイミングクラブ協会編前掲書（注 48）237、239 頁（ただし、「水泳事故が、指導者側の過失によって発生した場合には」、刑法第 211 条が適用されるともいう）参照。なお、重過失は、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見過ごす、故意に近い注意欠如状態を指す。また、通常人とは、平均人ではなく、問題とされる行為ごとに、年齢、職業、地位、地域および立場などを反映して認定される者である。

117 千葉地判 1995 年 12 月 13 日参照（事故の原因が被告人の重大な過失による場合を除いて、被害者が死亡を含む危険を引き受けた場合には、違法性が阻却されるとする）。

118 神山敏雄「危険引き受けの法理とスポーツ事故」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第 3 巻：現代社会と刑事法』17、25-26 頁（2000 年）。

刑事責任の追及に消極的な見解として、責任者に「詰め腹を切らせ」るのではなく、「事故に関わる人工物に潜在する原因を究明し、設計を変更する」必要があるとする主張がある<sup>120</sup>。人工物の設計自体を変更させるというアプローチは、合衆国のベーカー法が排水口事故を防止するために採用したものである。同法は、吸込みが物理的に起こりえなくするために、排水口を2か所以上設けることを義務づけているのである<sup>121</sup>。これに対して、日本の法令は、このようなアプローチをとっていない。日本においては、衛生基準などのソフトの規制が法令などの主たる対象であり、施設の構造などのハードに関する基準は少ないといわれる<sup>122</sup>。もっとも、条例に基づく基準として、例えば、プールサイドは、遊泳者の数に応じて、また、救助・救護のための作業を妨げないという観点から、十分な広さとするべきであるとしたり<sup>123</sup>、屋外プールの休憩所には、直射日光を避けられる場所を設けるべきであるとしたりするものがある<sup>124</sup>。また、指針として、プール室の天井および壁は、揮発性のある消毒剤によって腐食することのないように、耐湿性に加えて耐食性ももつ素材によるべきであるとしたり<sup>125</sup>、給水口を水面下に設けると、断水時に吸水管のなかが負圧になり、水が逆流するおそれがあるので、吐水口空間を十分確保すべきであるとしたり<sup>126</sup>、

---

119 グレン・M・ウォン、川井圭司『スポーツビジネスの法と文化：アメリカと日本』21頁（2012年）参照。もっとも、同書は、「必ずしも被害者に過失があったとはいえない場合でも、危険を引き受けていたとして損害賠償額を減額している」と指摘している。ウォン、川井同書23頁（「白黒をはっきりさせる」合衆国と比較して、『痛み分け』的な解決を導く点に日本の紛争処理の特徴が表れている」という）も参照。実際に、東京地判2004年7月30日は、「危険の引受け」は「慰謝料の算定事由として参酌することはともかくとして、被害者側の過失として、その生じた損害全体についての減額事由として考慮することは、相当ではない」とする。

120 持丸前掲論文（注28）57頁参照。

121 前掲注64参照。

122 鈴木知幸「ふじみ野市プール事故で露呈した安全対策への不安」ガバナンス67号32、33-34頁（2006年）参照。

123 東京都プール等取締条例施行規則別表第1（第11条関係）第2（1）参照。

124 愛知県プール条例運営要綱第4の3（1）参照。

125 文部科学省大臣官房文教施設部「中学校施設整備指針」（1992年3月31日）42頁参照。

126 福島県保健福祉部食品生活衛生課「プールに関するQ&A：Q1」参照。

プールの水面に突き出している給水管の端に保護用のゴムを付けるべきであるとしたりするものがある<sup>127</sup>。

日本において、排水口の複数化を要求する法令が存在しないのは、複数化の費用が高すぎるうえ、排水口が1か所であるとしても、それは、プールの開場を絶対的に禁止すべき事項ではなく、相対的禁止事項に当たると考えられているからである。すなわち、排水口が1か所だけのプールであっても、排水口に防護蓋を設置・固定するというハードの対策や、プールの全体図に排水口の位置を明記したり、利用者が排水口に接近しないように監視員などが注意喚起したりするというソフトの対策を尽くせば、安全を確保できるとされているのである。排水口のリスクを根本的に削除する選択肢をとらない以上、排水口「事故に関わった人の責任を追及し……たところで次の事故は防げない」という主張には論理的に疑義がある。相対的安全基準を満たすに止まる施設においては、安全管理こそが決定的に重要であり、管理マニュアルの無視などの懈怠を抑止するためには、管理者などの刑事責任を問うことも必要になると考えられるからである<sup>128</sup>。

責任者の「詰め腹を切らせ」る例は、そもそも少ない。従来、排水口事故の責任者が起訴された例はなく、起訴されて有罪判決が初めて下されたのは2008年だったのである。例えば、1995年に町立小学校校長が業務上過失致死の容疑で書類送検されているが、起訴猶予処分とされている。この処分の背景として、担当検察官は、同じ町の町立小中学校11校のうち排水口の防護蓋を固定していたのは2校にすぎなかったことを挙げて、事故が発生した「この学校だけが固定していなかったとすれば、校長らの責任は重いのだが」<sup>129</sup>と発言したといわれる。この発言に対しては、「赤信号、学校管理者みんなで渡ればコワくない」という論理を採用したものであるという適確な評言がある<sup>130</sup>。

---

127 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」8頁参照。

128 「怠慢に対する罰則が重要である」として、刑事責任の追及に積極的な見解として、ピーレンス編前掲書（注32）80頁参照。なお、スクーバダイビング事故について、「捜査を進めやすくするための法理論の確立」が必要であるとする提言として、東京大学潜水作業事故全学調査委員会「東京大学における潜水作業中の死亡事故について：事故原因究明及び再発防止のための報告書」（2006年8月30日）、available at [http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01\\_180330\\_02\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/public/public01_180330_02_j.html).

129 朝日新聞宮城版1995年12月28日参照。

この論理は、後に、判例によって明確に否定されることになる。例えば、落雷事故について、教諭の生徒に対する安全配慮義務違反を認定した最判2006年3月13日は、「平均的なスポーツ指導者」の認識が一般的にどのようなものであろうと、法的義務の水準を決定するものは、「文献上の記載」などを基礎として認定される事件「当時の科学的知見」であるとしたのである。事実としての多数者の実行と規範的に要求される水準とを明確に区別するこのような判断は、後に述べるように、責任者が安全に関する知識および技術を最新のものに更新し続ける研鑽義務と一組のものとして認められるようになってきた。いずれにしろ、少なくとも2000年代後半まで、「社会は事故の責任を追及することばかりにとらわれがちである」<sup>131</sup>という言明が事実としても妥当していなかったことは明らかである。

埼玉県ふじみ野市における事件に関する2008年の判決は、プールの開設届を決済するかどうかについて「専決する立場」にあった市教育委員会体育課長と、開設届の「起案等の事務を主体的に行う立場」にあった同課管理係長について、重大な過失があったとして、それぞれ禁錮1年6月執行猶予3年と、禁錮1年執行猶予3年を言い渡している<sup>132</sup>。職務の相違を反映して、前者は指導する義務を、後者は具申する義務を負っていたとされたのである。そして、ふじみ野市委託契約約款第3条の下で原則として禁止されていたにもかかわらず、プール管理の受託者が孫請けに再委託していたのに両者がそれを放置していたことや、プール開設時に両者が現場に立会わなかったことなどについて、判決は、「安易に、前例踏襲[し]……全面的に業者任せと」するのは責任を放棄した態度であり「無責任の連鎖を断ち切り、その職責を果たさねばならなかった」とした<sup>133</sup>。たしかに、

130 有田前掲書（注6）91-92頁参照。

131 持丸前掲論文（注28）58頁。

132 さいたま地判2008年5月27日参照。判決は、刑を軽減する事由として、課長の停職2か月と係長の停職1か月という「行政上の責任」を考慮している。

133 「佐賀県プールの安全管理ガイドライン」は、「設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要です」とし（1頁）、設置管理者にプールの利用開始前の点検作業への立会いも要求している（7頁）。「高知県プールおよび水泳場管理指導要綱」第7条は、管理者が必要な措置を講じないときには、設置者は「遊泳用プール等の利用を停止する等適切な措置を講じる」ものとして、設置者による管理責任者の監督に規律を及ぼしている。

市民プールなどのスポーツ施設を担当する社会教育主事（社会教育法第9条）を置いている地方自治体は少なく、専門的な知識をもたない担当者が前年度通りの仕様書によって入札をおこなうという「マンネリ化」が広く生じていると指摘される<sup>134</sup>。ふじみ野市事件の被告人も、社会教育主事ではなく、プールの管理に関する専門的知識を十分もっていなかったことから、前年度の例を無批判に踏襲したと考えられる。しかし、この判決は、プールの開放は「当該年度のもの」であるとして、前任者たちの怠慢に「漫然と」従うことを認めず、時間的に「赤信号、みんなで渡ればコワくない」とする論理を明確に否定したのである。

飛込み事故についても、管理者などの「注意義務というあいまいな責任関係を前面に出すことで……設備的な欠陥に対する免罪符を与えてしまっている」という指摘がある<sup>135</sup>。管理者がいくら注意義務を尽くしても本来的に危険なプールについては、「設備的な欠陥」こそが問題であるという指摘は妥当である。つまり、着水地点前方の水深との関係で飛込み台が高すぎたり、プールサイドから飛び込むためにも着水地点前方の水深が浅すぎたりすることは、絶対的禁止事項に当たると考えられるのである。プール公認規則の基準などは、このような絶対的禁止事項を示唆する証拠になる。この点で、スタート指導をおこなっている学校が、1995年と2003年の調査においてそれぞれ49%と47%でほとんど変化していないものの、当該指導をおこなっている学校のうち、そのために飛込み台を使用してい

---

134 鈴木前掲論文（注122）33頁参照。監視員に泳げない者が少なくなく、監視員研修も十分おこなわれていなかった。ウォン、川井前掲書（注119）23頁参照。なお、ふじみ野市大井プール管理業務仕様書5（キ）は、監視員の資格として、日本赤十字社または日本水泳連盟などの講習会の修了者に加えて「経験者」を挙げており、講習会を受けたことのない者および受けてから相当の年月を経過している者も含めていた。ふじみ野市の事故の後に策定された「プールの安全標準指針」9頁は、監視員について、「泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者」であることが必要であるとする。なお、監視員が受講すべき講習として、保健所および消防署の実施する講習を挙げる例として、東京都福祉保健局「プールの安全・衛生の管理」（2008年5月）17頁参照。なお、監視員を「高校生以上」とする例として、「高知県プールおよび水泳場管理指導要綱」別表第3のIV「水泳場における安全及び衛生の維持管理」4参照。

135 有田前掲書（注6）47-48頁参照。

る学校は、1995年に72%であったものが2003年に46%に減少していることが想起される<sup>136</sup>。この数値は、飛び込みの高さが絶対的禁止事項に当たるプールにおいて無理な指導が差し控えられるようになってきたことを示唆している。飛び込み事故のみに注目すれば、絶対的安全基準を満たす水深は3m以上であるものの、そのような水深にすると溺水などのリスクが高くなりすぎることから、現実的な選択肢にはならない<sup>137</sup>。そこで、管理の主要な課題は、絶対的禁止事項に当たる施設をもたないプールにおいて、ソフトの安全対策を十分尽くすことによって、結果として安全基準を満たすことになる。

なお、心肺蘇生法やAEDの使用によって、被害者に何らかの損害が生じたとしても、刑法第35条の下で、社会的相当性をもつ「正当行為」として、または、同第37条1項の下で、緊急避難として——ただし、同第2項の下で、「業務上特別の義務がある者」については第1項の適用はないので、監視員の行為が緊急避難としてその違法性を阻却される可能性は低い——、違法性が阻却されることが原則である<sup>138</sup>。かりに行為全体の違法性が阻却されなくとも、救助者の注意義務は専門家である医師などの注意義務ほどには高くないことから、注意義務は尽くされていたとされたり、利他的な意図ゆえの行為であったことが起訴を差し控えるべき情状として考慮されることもあったりする、といわれる<sup>139</sup>。利他的な意図ゆえの行為であるかどうかは、注意義務の水準を決定する際には考慮されるべきではないが、検察官が起訴便宜主義の下で起訴すべきであるかどうかを裁量的に決定する際には、考慮することが許されると考えられるのである。

条例のなかには、その違反に対する行政罰、すなわち懲役もしくは罰金などの行政刑罰、または、科料などの行政上の秩序罰を規定するものがあ

136 日本体育施設協会、国立学校水泳プール実態調査委員会前掲報告書（注64）14頁参照。

137 日本水泳連盟「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン（2005年7月6日）」『プール公認規則2010』57頁（2010年）参照。

138 「正当行為」には、法令による行為、正当な業務による行為、被害者の（明示的・推定的）承諾による行為、および、自救行為が含まれる。体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）7116頁参照。

139 椋田那津希「市民が交通事故等の現場で傷病者に応急手当を実施した結果傷病者の症状が悪化した場合その市民は法的責任を問われるか」自治実務セミナー44巻1号18, 19頁（2005年）参照。

る。例えば、滋賀県遊泳用プール条例第 15 条は、許可を受けることなくプールを開設した者および同条例違反に対する措置命令を遵守しなかった者を、6 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金に処するものとする。これに対して、「和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例」第 22 条は、（海などにおける）遊泳区域を指定する標識を移動または損壊することを禁止する同条例第 7 条 5 項に違反した者を 3 月以下の懲役または 20 万円以下の罰金に処するとしつつ、プールなどの開設の届出をおこなわなかった、または、虚偽の届出をおこなった者については、10 万円以下の罰金に処するものとしている。また、新潟県プール条例第 15 条は、同条例の違反に対して 10 万円以下または 5 万円以下の罰金を科すべきものと規定している。さらに、大阪府遊泳場条例第 23 条は、虚偽報告や検査の忌避などを犯した者を科料に処すると規定する。個人に対する行政罰に加えて、当該個人の使用者に対する行政罰も併科するという二罰規定を規定する条例もある。例えば、東京都プール等取締条例第 12 条は、法人などの代表者または従業員が「その法人または人の業務に関し前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰する他、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する」とする。

#### （b）行政責任を規律する法令および条例

設置者などが法令に違背すると、当該プールが国または地方公共団体によって設置されている場合には、責任者個人が懲戒処分を受けることや、当該プールの設置者の公私を問わず、設置者が開設許可の取消しなどの不利益処分を受けることがある。このような処分を、行政責任と呼ぶことができる。前者は、国家公務員法第 82 条または地方公務員法第 28 条および第 29 条の下で課される懲戒処分などのいわゆる「行政上の責任」である<sup>140</sup>。後者として、例えば、愛知県プール条例第 9 条は、プールの構造または設備が基準に適合しなくなった場合に、期間を定めてそれを修理または改造すべきことを命ずる権限を、同第 10 条は、設置者が当該命令に違反したときに、プールの使用を停止するように命ずる権限を、知事に与えている<sup>141</sup>。また、東京都プール等取締条例第 9 条は、許可経営者が専任の

---

140 国家公務員法第 79 条 2 号および地方公務員法第 28 条 2 項 2 号の下で、公務員は、起訴されると休職処分に付される可能性もある。

管理者を設置する義務に違反した場合などには、知事は「許可を取り消すことができる」とする。さらに、新潟県プール条例第12条も、同じように許可の取消しについて規定している。そして、その前提として、同条例第10条1項は、知事がプールの管理責任者に報告を求めたり、県の職員にプールの立入検査をさせたり、関係者に質問させたりする権限も認めている。なお、同条第3項は、これらの「立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」としている。

行政責任に係わる法令は、上記の他、例えば以下のように多様である。

①建築基準法。ウォーター・パークにおいては、「三種の神器」<sup>142</sup>と呼ばれるウォーター・スライド（スライダー・プール）、流れるプール、波のプールのすべてまたはそれらのうちいずれかが設置されることが多い。これらのうち、ウォーター・スライドは、建築基準法第88条2項および建築基準法施行令第138条2項の下で「ウォーターシュート……に類する高架の遊戯施設」と位置づけられ、同法の規律を受ける<sup>143</sup>。それゆえ、同法第6条14項の下で、建築確認を受けなければ工事をおこなうことができないものとされる。建築確認を受けることなく建築された場合、または、建築確認の条件に違反したものが施工された場合には、同法第9条1項の下で、当該工事の施工の停止、または、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他、違反を是正するために必要な措置をとるよう命じられることがある。また、その設計者などに対しては、同法第9条の2第3項の下で、建築士法、建設業法、浄化槽法又は宅地建物取引業法による免許又は許可の取消し、業務の停止の処分その他必要な措置を講じられるものとされる。なお、プール施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（新バリアフリー法）第13条1項の下で、さらに、そのうち屋

141 東京都プール等取締条例第8条も参照。知事に遊泳場の閉鎖命令を下す権限を認める条例として、大阪府遊泳場条例第16条参照。

142 ウォーター・パークについて、一般に、三海正春「インドア型ウォーターパークの形態・特性と今後の展望」月刊レジャー産業資料29巻12号110頁（1996年）参照。とりわけ、日本におけるウォータースライドの歴史について、三海正春「ウォータースライドの歴史と現状：その1」建設設備&昇降機7号45頁（1997年）参照。

143 三海正春「ウォータースライドの歴史と現状：その2」建設設備&昇降機8号32頁（1997年）参照。

外プールの場合には都市公園法施行令第5条と国土交通省「都市公園移動等円滑化基準ガイドライン」（2008年1月）の下で、建築物である屋内プールの場合には「建築物移動等円滑化誘導基準」（2006年2月15日、国土交通省令第114号）の下で、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー構造とすることが求められている<sup>144</sup>。

②消毒剤などについて、薬事法、毒物劇薬取締法、および、指定危険物に該当する場合には、消防法または労働安全衛生法。例えば、薬事法第25条3号（医薬品の販売業の許可の種類）に関する薬事法施行規則第138条9号は、「卸売販売業における医薬品の販売等の相手方」として、水泳プールの衛生管理をおこなう事業者を挙げている。

③液体塩素が圧縮ガスである場合などには、高圧ガス保安法。

④電気機器について、電気事業法、電気工事士法、電気用品取締法、電気工事事業法、計量法、および、電気設備に関する技術基準を定める省令。法令の解釈の際に参照されるべき指針として、経済産業省商務流通保安グループ電力安全課「電気設備に関する技術基準の解釈について」（2013年3月14日、20130215商局第4号）、ならびに、日本電気協会の「低圧電路地絡保護指針」（1971年）および「内線規定」（2011年改定）。

⑤ボイラーについて、「ボイラーおよび圧力容器安全規則」（1972年9月30日、労働省令第33号）。

⑥照明に関する指針として、プール公認規則および日本規格協会規格のJIS Z 9123（水泳プールの照明基準）（2010年改正、2011年追補）。

⑦衛生について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、地域保健法、感染症予防医療法および公衆浴場法。指針として、日本浄水機械工業会「きれいな水の指標：水泳プール浄化装置の基準書」（2009年度改定版）。

⑧労働について、労働基準法および労働安全衛生法。

⑨排水について、下水道法および水質汚濁防止法。塩素水の無処理放流は、深刻な環境問題を引き起こしてきたことから<sup>145</sup>、「環境保全に十分配慮すること」が勧告されている<sup>146</sup>。プール掃除の際などに、高濃度の塩素

---

144 兵庫県遊泳用プール指導要綱第5の3(11)も、「高齢者、その他障害を持つ人々」が快適に利用できるよう、構造・設備などの整備に努めることを勧告している。

145 有田前掲書（注6）117-18、123頁参照。

を含む排水を大量に放出する必要がある場合には、消防署および水道局に連絡し<sup>147</sup>、また、チオ硫酸ナトリウム（ハイポ）によって中和してから放流すべきであるといわれている<sup>148</sup>。

### (c) 民事責任を規律する法令および条例

プールに係わる民事責任を規律する法律には、前稿において概観したように、一方で、工作物の設置または維持の瑕疵に関する民法第717条1項、および、公の営造物に係わる同様の問題に関する国家賠償法第2条1項がある。これらの規定は、前者の適用される加害物は土地工作物にかぎられるのに対して、後者が適用される加害物は、土地工作物のみならず「道路、河川その他」を含む点<sup>149</sup>、および、前者の下で、占有者は過失の不在を証明すれば責任を負わない——被害者が過失の存在を証明する負担を負うのではなく、占有者がその不在を証明する負担を負うことから、中間責任と呼ばれる——のに対して、後者の下ではそのような占有者の免責事由を規定していない——いわゆる無過失責任に当たる——点で、被害者保護の程度が異なる<sup>150</sup>。他方で、管理などに関する過失に係わるものとして、私的設置者の場合には、契約、条理または信義則に基づく債務不履行（安全配慮義務の違反）に関する民法第415条、および、不法行為に関する同法第709条、公的設置者の場合には、債務不履行または不法行為に関する国家賠償法第1条1項がある。被害者が請求を債務不履行と不法行為の両者に依拠する場合には、判決は不法行為に基礎づけることが多いといわれる<sup>151</sup>。

146 長野県遊泳用プール指導要綱別表（第5条関係）第2の3（10）。

147 日本スポーツ振興センター前掲書（注87）48頁参照。

148 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」6頁参照。なお、プールに水を張る際に、周辺の水道に水圧の低下などの影響が出るおそれがあることがある。そのような場合には、水道水の使用量が少ない深夜などにおこなうべきであるといわれる。愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課同手引7頁参照。

149 動産である「電気かん」も、土地工作物には含まれないが、公立学校に備えられていれば「公の営造物」に含まれる。広島地判三次支部1967年8月30日参照。

150 国家賠償法は憲法第17条の実施法である。

151 日本水泳連盟編前掲書（注34）110頁；日本水泳連盟、日本スイミングクラブ協会編前掲書（注48）238頁参照。

不法行為と債務不履行との相違については、前稿に挙げる相違の他<sup>152</sup>、不法行為の場合には、設置者のみならず管理者および監視員の責任も問われるのに対して、債務不履行の場合には、原則としてプール利用契約の当事者である設置者のみの責任が問われる点、不法行為の場合には、被害者が加害者の故意・過失を証明する負担を負い、債務不履行の場合には、被害者が債務の目的が実現していないことを証明すれば、加害者が「責に帰すべき事由」が存在しないことを証明しなければならない点<sup>153</sup>、ならびに、不法行為の場合には、過失相殺が裁量的になされるのに対して、債務不履行の場合には、過失相殺は義務的になされる点などがある。

民事責任の内容は、基本的に、事故の「現実的な危険性」が存在する場合に、設置者などがそれを予見すること、および、事故を回避することが可能であることという条件を満たすと、プールが「通常有すべき安全性」を確保する義務、および、事故を回避するための措置を取る「高度の注意義務」が課されるというものである<sup>154</sup>。なお、救護の際の蘇生法の施術やAEDの使用によって損害が生じた場合には<sup>155</sup>、民法第698条の下で緊急事務管理として、故意または重過失があるのでないかぎり責任を問われない。例えば、救助などが利用者の意思に反することを知らないことが「善良なる管理者の注意義務に反していても」、また、たとえ急迫な危害が客観的に存在していなくとも、「管理人〔救助者〕が主観的に危害が存在すると信じた」ならば、それらの点について悪意または重過失が存在しないことを証明することによって、救助行為に基づく侵害の違法性は阻却されるのである<sup>156</sup>。事務管理の制度は、そもそも「相互扶助の理想に基づ」く、

---

152 佐藤前掲論文（注2）41頁注37参照。

153 ただし、最判1981年2月16日は、被害者が安全配慮義務の具体的な内容とそれに違反する事実を主張し証明する負担を負うとしたことから、証明の負担の点で不法行為との相違は「実際上否定された」とする指摘もある。東海大学スポーツ法研究会編前掲書（注73）194-95頁（中島秀二執筆）、212頁（山田二郎執筆）参照。

154 佐藤前掲論文（注2）38-42頁参照。

155 なお、「胸骨圧迫を施した患者が、その後、心停止を起していないと分かった場合でも、この胸骨圧迫が重大な損傷につながる事例はまれである」といわれる。アメリカ心臓協会前掲書（注31）S644頁参照。

156 新潟地判1958年3月17日参照。篠塚昭次、前田達明編『新・判例コメント 民法8：契約（3）、事務管理、不当利得』250-51頁（1992年）も参照。

「本来、利他的な制度である」ことから<sup>157</sup>、緊急時には、軽過失に基づく行為について事務管理者の責任を問うべきではないと考えられるのである。なお、事務管理者が受けた損害について本人に賠償を請求できるかどうかについては、争いがある。しかし、実際には、否定説も、公的補償制度によって補完したり、民法第702条1項にいう「費用」を広義に解釈したりすることによって、事務管理者の損害を填補すべきであるとしており、事務管理者が損害を全面的に負担すべきであるとする主張はほとんどない<sup>158</sup>。

なお、文部（科学）省が排水口の危険性を指摘する「通知を出した、回した等という責任回避だけでは何の解決にもならない」。というのも、「実効ある具体的な指導もなければ予算の裏付けもない。各地のプール関係者の多くは通知すら知らず、知っていても無視し続けてきた」からである、という批判がある<sup>159</sup>。たしかに、国の指導に期待するならば、責任回避のみを目的とする通知の発出は批判されるべきであるかもしれない<sup>160</sup>。しかし、国の予算はかぎられている。それに対して、プールの管理者などはそもそも、国の指導があろうとなかろうと、専門家として「高度の注意義務」を負っており、国の通知を積極的に収集し、それを参考にすることを期待されていると考えることもできる。また、国による事前的な統制を強化するよりも、管理者の専門家としての自発的な研鑽を前提として、国は事後的に関与すべきであると考えられることもできる。すなわち、検察官および裁

157 我妻榮他『我妻・有泉コンメンタール民法：総則・物件・債権』1190-91頁（補訂版、2005年）参照。谷口知平、甲斐道太郎編『新版注釈民法（18）：債権（9）』125頁（1991年）（高木多喜男執筆）（事務管理の制度は、社会連帯や相互扶助の理念に照らして、本人の明示的な意思に依拠しない行為の違法性を阻却するものであるとする）も参照。しかし、事務管理制度は、積極的に他人と関わりをもつことまでも奨励したものではないので、救命措置の際の過失による事故に関する免責を明示的に規定し、救護を奨励するよきサマリア人法を日本でも制定すべきであるといわれる。棕田前掲論文（注139）20頁参照。日本版よきサマリア人法試案として、久保野恵美子「良い隣人法（救急車到着までの救命手当に関する法律）」ジュリスト1158号78頁（1999年）参照。

158 我妻他前掲書（注157）1203-04頁参照。なお、消防法第36条の3は、消防による救急業務に協力した民間人に対する損失補償を規定している。「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」および「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」も参照。

159 有田前掲書（注6）103頁参照。

判所が、業務上過失致傷・致死罪をいっそう積極的に運用することによって刑法の抑止効果を強化したり、「通常有すべき安全性」および「高度の注意義務」を厳格に認定することによって被害者を民事的に救済したりすればよい、という考えかたもありうるのである。

先に述べたように、プールが「通常有すべき安全性」をもつかどうかや、設置者などが利用者の安全を確保するための「高度の注意義務」を果たしているかどうかを判断するためには、公私の指針が基準として参照されることによって間接的に法的な効果をもつ。例えば、文部科学省スポーツ・青少年局長「水泳等の事故防止について」（2006年5月29日、文科ス第100号）は、文科省の「水泳指導の手引」<sup>161</sup>、および、日本スポーツ振興センターの『学校における水泳事故防止必携』を参考資料として挙げている。判決においても、例えば、文部省は、長年、1966年の文部省「水泳プールの建設と管理の手びき」に依拠する代わりに、プール公認規則などを参考に指導してきたので、「絶対的なものとはいえないが、少なくとも、この基準を満たさないプールは安全性に問題がある」とするものがある<sup>162</sup>。

---

160 例えば、ふじみ野市事故の前から、文部科学省スポーツ・青少年局長「水泳プールの安全管理について」（2004年8月1日、18文科ス第187号）は、「毎年改めて安全確保について通知しているところです。……前記通知の趣旨の徹底を改めてお願いします」としていた。このような通知として、文部科学省スポーツ・青少年局長「水泳等の事故防止について」（2003年6月2日、15文科ス第109号）とほぼ同じ通知が毎年発出されていたのである。都道府県などは、国からの通知を「別添写し」として関係学校長などに伝達している。例えば、北海道教育委員会教育長「水泳等の事故防止について（通知）」（2009年6月5日）参照。

161 文部科学省『学校体育実技指導資料第4集：水泳指導の手引』（2訂版、2004年）。

162 東京地判2003年7月30日参照。神戸地判1998年2月27日（「旧、新の各公認規則の定める基準は十分参照されなければならなかった」とする）も参照。この公認規則は、競技に使用されるプールに関する規則である。競技規則——「スポーツ固有法」と呼ばれることがある——および競技団体の慣習は、授業などにおける生徒などに対する安全基準としても、必要な修正をしたうえで参照されるべきであるといわれる。日野一男「スポーツ固有法とスポーツ事故の防止」日本スポーツ法学会年報8号88, 93, 97-98頁（2001）参照。また、競技規則は、参加者による危険の引受けの範囲および内容を具体的に画定するものであるともいわれる。東海大学スポーツ法研究会編前掲書（注73）220頁（菊池京子執筆）参照。

もちろん、プール公認規則を、飛び込み台の高さ、水位、または、利用者の体格などの具体的な条件を考慮することなく安全基準そのものとして無批判に適用することに対しては、強い批判がある<sup>163</sup>。そもそも、プール公認規則などが、日本人の平均的体位が急速に向上している事実を十分反映しているかどうか疑義があるうえ、飛び込み事故の被害者の多くは、想定される利用者の平均的体格よりも大きかったといわれることから、平均的体格を前提とする安全基準が十分なものであるか根本的な疑義があるのである。さらに、遊泳者が入水するとプールは減水するものであるので、満水を前提とする水深の基準が——理論的にはともかく実際的には——十分なものであるかも疑義がある。

プールの管理について具体的に行為する者は、私法人の場合には、履行補助者である被用者であり、公法人の場合には、原則として公務員である<sup>164</sup>。法人と履行補助者は、原則として、共同責任を負い、一方が弁済すると他方の債務も消滅するという不真正連帯債務を負う関係に立つ。しかし、私法人の被用者は、損害賠償責任を履行するための財力を十分もたないことが多いことから、民法第715条の下で、使用者の責任が問題とされる<sup>165</sup>。公務員の場合にも、被害者の救済と公務員の萎縮による公務の消極化の弊害とを調整しようとする国家賠償法の趣旨に照らして、公務員が被害者に直接責任を負うことはないものとされる<sup>166</sup>。これらの結果、法人が

163 有田前掲書（注6）26, 36頁参照。

164 契約に基づく賠償責任は、原則として、請求が可能となったときから10年を経過すると消滅時効にかかる。しかし、契約に基づく国家賠償責任は公法上の債権に当たることから、会計法第30条または地方自治法第236条の下で、消滅時効は5年とされる。この消滅時効は、進行の中断が認められない除斥期間の効果をもつ。最判1979年11月6日参照。なお、契約に基づかない国家賠償責任は、不法行為に基づく賠償責任の原則に従って、被害者が損害および加害者を知ったときから3年を経過すると消滅時効にかかるものとされる。東海大学スポーツ法研究会編前掲書（注73）218-19頁（山田二郎執筆）参照。

165 合衆国では、アメリカンフットボール用のヘルメットの欠陥を原因とする事故の際に、被害者である高校生に約16億円の賠償金の支払いを命じる判決が言い渡されている。諏訪伸夫「スポーツ参加と事故」小笠原正監修『導入対話によるスポーツ法学』290, 291頁（2版、2007年）参照。管見のかぎり、日本における飛び込み事故の被害者である高校生に対する賠償金の最高額は約1億3,400万円であり、必ずしも高額であるということとはできない。

主要な被告とされるのである。なお、公営プールの管理が指定管理者に委託されている場合にも<sup>167</sup>、国家賠償法の下で利用者に対する直接的な責任はプール設置者である地方公共団体が負う。それゆえ、管理を適切におこなうインセンティブを与えるために、委託契約書のなかに指定管理者に対する求償に関する条項を組み込むべきであると提言されている<sup>168</sup>。このような条項は、公共サービス基本法第8条が「国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする」としていることに照らしても、望ましいものと考えられる。なお、プールの利用者の間の事件で、責任無能力者である子どもの行為が問題となる場合には、民法第714条1項の下で、親の監督義務者としての責任、または、同条第2項の下で、親に代わる引率者の代理監督者としての責任が追及されることになる。

なお、民事責任と賠償金額に係わる問題として、幾つかの概念に言及する必要がある。第1に、被害者の身体的・精神的性質や疾患が損害の発生または拡大に寄与している場合には、過失相殺の制度趣旨である衡平の原則を類推適用し、賠償額を減額するという素因減額の法理が適用される<sup>169</sup>。

第2に、被害者が賠償金の支払いとしてではなく金銭を受領した場合に、賠償金と相殺する損益相殺の問題もある。例えば、労災保険給付や損害保険給付は相殺されるのに対して、生命保険給付などは相殺されないものとされている<sup>170</sup>。また、加害者からの見舞金は相殺しつつ、PTA などから

---

166 例えば、横浜地判1992年3月5日参照。この規定は、公務員が「安心して公務に専念できる」ことを保障しようとするものであるともいわれる。体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）7098頁参照。

167 なお、愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」14頁は、プールの監視を委託する警備会社などは、警備業法第4条の下で認定された業者でなければならないとする。

168 鈴木前掲論文（注122）34頁（指定管理者による業務の遂行について、顧客満足などの観点からではなく、安全管理の観点からモニタリングする第三者機関を設置すべきであると提案する）参照。なお、ふじみ野市大井プール管理業務仕様書8（4）は、受託者の故意または過失による事故については、受託者が責任を負うものとし、同8（5）は、当該責任を果たすため、受託者は賠償責任保険に加入するものとされていた。

169 例えば、最判1988年4月21日参照。

の見舞金などは相殺を認めなかった例もある<sup>171</sup>。

第3に、前稿において述べたように、免責条項は、民法第90条の下で、公序良俗違反を理由として無効であるとされることがある。さらに、例えば、役務の提供を目的とする消費者契約について、事業者の債務不履行または不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の「全部を免除する条項」、および、事業者の債務不履行または不法行為のうち、当該事業者などの「故意又は重大な過失によるもの」について、消費者に生じた損害を賠償する責任の「一部を免除する条項」は、消費者契約法第8条1項の下で、当然に無効とされる。

第4に、過失相殺について、「被害者自身にも過失のあるような事故においても、加害者の過失が広い範囲で認定されることが多い」といわれることがある<sup>172</sup>。しかし、実際には、被害者の過失を7割と認定することによって、「危険を放置していたプール管理者側の方が責任が軽い」とする判決などがむしろ多かったと考えられる<sup>173</sup>。工作物・营造物責任を肯定する判決の増加とともに、無過失責任に対する被害者の過失の評価は軽減すべきであるとする学説に従って、過失相殺を否定する判決が増加していることもたしかである<sup>174</sup>。しかし、一般に、判例は過失相殺を広く解してきた。例えば、相殺されるべき過失の前提となる被害者の能力について、責任能力（11・12歳くらいの判断能力）から事理弁識能力（5・6歳くらいの判断能力）へと判例を変更したり<sup>175</sup>、被害者本人がそのような能力をもたない場合にも、「被害者側」、すなわち、被害者と身分または生活関係が一体をなす親や家事使用人などの過失も相殺の原因になるとしたりしてきたのである<sup>176</sup>。このような判例の傾向に掉さして、学説のなかには、被害者（側）の事理弁識能力を問うことなく、過失相殺制度を被害者（側）と加害者（側）の間で損害を衡平に配分するための「調整弁」として運用すべきであるとするものまで存在する<sup>177</sup>。なお、設置者が適切な利用規則を

170 東海大学スポーツ法研究会編前掲書（注73）212頁（中島秀二執筆）参照。

171 広島地判三次支部1967年8月30日参照。

172 日本水泳連盟編前掲書（注34）111-12頁参照。

173 有田前掲書（注6）44-46、86-90頁参照。

174 伊藤堯他編『スポーツの法律相談』191頁（2000年）（望月浩一郎執筆）参照。

175 最大判1964年6月24日参照。

176 最判1959年11月26日参照。

利用者に周知している場合には、設置者は利用者が当該規則に従って行動することを期待できるとする「信頼の原則」が適用される。利用者の「信頼の原則」に反した行為によって事故が発生した場合には、自招事故として、設置者の責任自体が否定される。

第5に、民事責任を解除するための賠償金の支払いに備えて、資力に余裕のない設置者は保険に加入する必要がある。例えば、設置者または管理者を対象として、日本体育施設協会が契約者となり、その会員および準会員——指定管理者を含む——が加入資格をもつスポーツファシリティーズ保険制度、および、施設自体が契約者となる施設賠償責任保険がある<sup>178</sup>。なお、スポーツ指導者の所属団体が損害賠償責任保険に加入すると、裁判所が被害者の救済を手厚くするために、指導者の過失を緩やかに認定するようになり、「スポーツ指導の抑制化を招く可能性も否定できない」とする指摘がある<sup>179</sup>。そもそも、保険加入ゆえに過失認定の基準が変化するかどうか、かりに変化するとして、保険料の上昇や指導者の心理的な萎縮などによって、スポーツ指導が抑制されるかどうか、いずれの点についても実証を必要とする。そのうえ、スポーツ指導が是か否でも遂行されるべき絶対的価値をもち、被害者の救済と比較してもなお「スポーツ指導の抑制化」が回避されるべき事態であるか疑義がある。

判決が賠償金の額を決定することなく、和解が成立する場合がある。この場合には、和解条件とされる賠償金の支払いをもって民事責任が解除される。もっとも、和解の内容が公序良俗に違反する場合には、和解は無効とされる。例えば、被害者が極度に困窮状態にあり、支払われる金額が実際の損害と比べてあまりにも低く、加害者に誠意がみられないなどの要素が存在する場合に、和解が無効とされたことがある<sup>180</sup>。

---

177 東海大学スポーツ法研究会編前掲書（注73）210頁（中島秀二執筆）参照。

178 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PT編前掲書（注5）167頁（小宮常正執筆）参照。

179 日本スポーツ法学会編前掲書（注7）275頁（吉田勝光執筆）参照。なお、日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約では、学校管理下における児童生徒等の災害について、同センターの災害共済給付の限度で、設置者の賠償金の支払いを免れさせる免責特約が付けられる。日本スポーツ振興センター前掲書（注87）152頁参照。

180 京都地判1973年2月13日参照。

## 5. プールの安全管理に関する具体的な義務

プールの安全管理に関する具体的な義務には、前稿において挙げたとおり、以下のようなものがある。

### (a) 開設許可者および設置者の義務

①関係文書を読み、それらを遵守し、管理者などに遵守させる義務<sup>181</sup>。

②プール開場時の点検および定期的な点検を具申したり、指示したり、実施したりする義務。とりわけ、プールとその付属施設においては、水流による振動などによってボルトなどにゆるみが生じたり、排水口の吸込み防止金具などの溶接部に腐食や電食が生じたりするおそれがある<sup>182</sup>。このような異状は、目視のみならず触診および打診などによって確認すべきものとされる<sup>183</sup>。点検の対象は、プール本体およびその付随設備に加えて、漏電による感電のおそれのあるタイマーなどの電気機器も含める必要がある。

### (b) 設置者または管理者の義務<sup>184</sup>

③リスクの高い個所を修正する義務。例えば、危険な飛び込み台を撤去するか、改修するかしたり、排水口などの防護蓋を設置し、固定したりする必要がある。水深調整用架台に利用者の首や足が通る隙間がある場合には、

181 教育関係者が学校事故の法的処理に関する知識を得ることは「もはやある種の義務にさえなりつつある」といわれる。坂田仰「学校事故と法」篠原清昭編『学校のための法学：自律的・協働的な学校をめざして』171頁（第2版、2008年）参照。プール関係者の事故の法的処理に関する知識についても、同じような義務が生じているといえることができる。

182 日本体育施設協会他編前掲書（注53）16頁参照。

183 例えば、1974年6月11日の埼玉県プール維持管理指導要綱別記（第6条関係2イ（4））参照。触診の代わりに、打診を用いるべきであるとする指針として、神奈川県教育委員会「学校水泳プールの安全管理について：学校における安全管理マニュアル作成の手引き」11頁（2007年4月）参照。

184 管理者（の被用者）がプールへの注水を開始していたことを失念し、溢水したことによって生じた水道料金および下水道料金を損害として管理者の設置者に対する賠償責任が認められたことがある。東京地判1997年3月13日参照。

そのような隙間がないように調整すべきである<sup>185</sup>。とりわけ、緊急停止装置が監視員の配置される場所付近および監視室などに存在しない場合には、それらを設置すべきである<sup>186</sup>。

④水深をプールの側壁に表示する義務。

⑤利用規則、注意事項および避難経路などを規定する義務。例えば、子どもが利用する際には、大人が同行し監督すべきであるとする規則、および、水深、利用者の体格および技量に応じた利用の可否に関する規則などを規定する必要がある。例えば、避難経路は、多様な事故のシミュレーション——*実地訓練・模擬訓練・想定訓練*——に基づいて、避難のための所要時間を把握したうえで確定しなければならない<sup>187</sup>。ここで、屋内施設の場合には、最適な避難経路は通常あらかじめ特定されるのに対して、屋外施設の場合には、緊急事態対応計画において列挙されている避難経路のうちいずれを利用すべきであるかは、事故の発生場所、状況および気象条件などに基づいて、管理者が事態ごとに同定し、場内アナウンスなどによって指示すべきであると考えられる<sup>188</sup>。

⑥利用規則などを掲示し、リスクの高い場所に危険標識を設け、場内アナウンスなどによって注意を喚起する義務。利用規則などの掲示は、プールの入口とプールサイドなどに2か所以上設置することが望ましい<sup>189</sup>。とりわけ、大人用プールと子ども用プールの利用許可者を明示したり、水深の深い部分と浅い部分の差が大きなプールについて、深い部分に注意を喚起し、そこに子どもが接近しないように指示したりする義務がある。注意すべきことは、掲示が子どもなどの好奇心を刺激するものであると、かえって事故につながることもありうることである<sup>190</sup>。それゆえ、掲示のみなら

---

185 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」7頁参照。

186 「プールの安全標準指針」7頁参照。

187 埼玉県「プールの安全管理指針：排（環）水口による吸い込み事故防止のために」（2007年5月）3頁参照。このような研修がおこなわれるべきことは当然として、同指針の規定するようにそれが施設開設の前に1度実施すれば足りるかどうかは疑問である。なお、*実地訓練*の多様な方法を挙げる著作として、*see BRUCE CARNEY, IN-SERVICE TRAINING FOR AQUATIC PROFESSIONALS (2000)*。

188 この点については、埼玉県公園緑地協会の齊藤勉氏の示唆に負う。

189 「プールの安全標準指針」5頁参照。

190 体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）279頁参照。

ず、排水口の複数化などによる構造的な安全策や、重点的な監視も必要である。

⑦満水状態を維持する義務<sup>191</sup>。

⑧プールおよび付随施設を清掃し、危険な物品を撤去する義務。例えば、月に1回以上、更衣室および便所などに生息しているおそれのある衛生害虫——例えば、鼠族昆虫——の駆除を実施することが勧告されている<sup>192</sup>。

⑨水質を維持する義務。水質については、残留（遊離）塩素濃度および濁度に関する基準などに適合する状態を維持する必要がある。濁りの原因としては、例えば、プールの内面塗装の塗料が紫外線などを受けて劣化することによって、塗装の表面が白色の粉状になる白亜化現象（チョーキング）がある<sup>193</sup>。水の濁度が低ければ、水の屈折効果によってプールの底がせりあがって浅く見えるようになり、飛込みを心理的に抑制するといわれている点も重要である<sup>194</sup>。なお、プール水が緑色に見えるのは、通常、藻類が発生していることを示すと考えられるが、水底が青色のプールにおいては、給水管から赤水が出ていることが原因である場合もあるといわれる<sup>195</sup>。

⑩利用者が多くなりすぎる場合に、入場者を制限する義務。

⑪管理マニュアルおよび緊急事態対応計画を策定する義務。これらは監視所などに常備しておくとともに、関係者すべてが所持し、熟読する必要があるといわれる<sup>196</sup>。

⑫緊急時の連絡先を特定し、図式化し、監視所などの見やすいところに

191 シーズン・オフにも、プール本体の亀裂などを防止するために、満水状態を維持する必要がある。愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」33頁参照。

192 兵庫県遊泳用プール指導要綱（1984年4月1日）第6の3(2)参照。

193 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」39頁参照。

194 有田前掲書（注6）159頁参照。体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）865頁（水深を認識するために、視覚のみに依拠すべきではないと指摘する）も参照。前稿で言及したように、プールの底が「明るい空色」である場合にも、水深が実際よりも浅く感じられ、溺水の危険性が高まるといわれる。広島地判1977年12月22日参照。しかし、そのような彩色は、飛込みの抑制という効果をもつかもしい。

195 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」36頁参照。

196 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課同手引2頁参照。

掲示する義務。連絡先には、2か所以上の医療機関、管轄消防署、保健所、警察署、設備関連企業を含まなければならない<sup>197</sup>。また、緊急時の連絡先のみならず、管理体制表および役割分担表も掲示しておくべきであるといわれる<sup>198</sup>。なお、機器などの取扱い説明書は、迅速に参照できるように目次を付してファイリングしておくべきであり<sup>199</sup>、また、連絡先などの掲示場所に近いところに配架しておくべきであると考えられる。

⑬管理責任者および衛生管理者を設置する義務。「プールの安全標準指針」および都道府県や市区町村の条例または指針において、管理者の設置は一般的に要求されているので、管理者を設置すること自体は、プールが「通常有すべき安全性」の要件であると考えられる。「プールの安全標準指針」は、管理責任者に要求される資質として、「プールの安全及び衛生に関する知識を持った者」で、「公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者」としており、それらに関する資格を取得していることが望ましいとしている。衛生管理者に要求される資質は、知識をもっていることのみとされ、講習会の受講も資格の保有・更新も、望ましい要素にすぎないとする。これに対して、プール公認規則は、「プール管理者」は同規則が列挙する8種類の資格いずれかを保有すべきであるとしている。しかし、管理者は特定の資格をもつことが義務づけられているわけではなく、実質的な能力を保障する受講歴とその不断の研鑽が重要であると考えられる。管理者の設置を忌避する意見が存在するといわれるが<sup>200</sup>、そのような意見は管理者に特定の資格を要求する立場と関係している可能性がある。

⑭救助および救護に関する研修・訓練に監視員を参加させる義務。毎年違う人が監視員となることが多い施設においては、研修・訓練をおこなう機会が多くなることから、そのためのカリキュラムを準備しておくことも必要となる<sup>201</sup>。日本においては、研修・訓練に焦点が当てられているのに

---

197 「プールの安全標準指針」4頁参照。

198 日本体育施設協会他編前掲書（注53）8頁参照。

199 福島県保健福祉部食品生活衛生課「プールに関するQ&A：Q11」参照。

200 日本水泳連盟「プール公認規則における『プール管理者』設置の意義について（2010年4月1日改正）」『プール公認規則2010』56頁（2010年）参照。

201 「プールの安全標準指針」15頁参照。秋田県遊泳用プール衛生管理等指導要綱別表第3「維持管理基準」5（5）も参照。

対して、合衆国においては、現役監視員の能力を定期的に評価し——隠しビデオカメラを用いた抜打ち査察などもおこなわれる——、対象者の知識および技術が要求される水準を維持していない場合には、再研修・再訓練を受講させる制度も構築されている<sup>202</sup>。

⑮監視員を設置する義務<sup>203</sup>。この義務は、欠員がある場合や利用者が想定を超える場合に、監視員を補充する義務を含む。監視員は監視に専念する者でなければならない<sup>204</sup>、事故発生時に救助と連絡を円滑におこなうためには、最低2人勤務していなければならない<sup>205</sup>。例えば、厚生労働大臣認定健康増進施設における運動指導の際には、運動指導を担当する者とは別に、プールを監視する者が常時1名以上必要であるといわれる<sup>206</sup>。競泳競技の際の監視員の数の標準としては、短水路(25m)プールには1人、長水路(50m)プールには2人とすることが提案されている<sup>207</sup>。なお、体育

202 See ELLIS & ASSOCIATES, *supra* note 46, at 4-5. アメリカ心臓協会も、認定する資格の有効期間である2年間に、救助者の知識および技術を定期的に評価し、それらを補強するための制度作りを課題として挙げている。アメリカ心臓協会前掲書(注31)S648頁参照。

203 営利的なプールの場合には、監視員の設置が義務であるとする判決がある。長崎地判2002年10月18日参照。また、地方自治体が「公益的な見地からの便宜供与として」海水浴場に監視員を配置することは、営利的なプールにおける監視員の配置と「ややその性質を異にする」とする判決もある。東京地判1979年10月23日参照。しかし、スポーツ指導者については、営利的に活動していようとボランティアとして活動していようと、受講者に対する安全配慮義務の程度は異ならないとされている。ボランティアの義務が低く認定されるとしても、その理由は、非営利的な活動であるので人的・物的施設の制約があることか(東海大学スポーツ法研究会編前掲書(注73)217-18頁(中島秀二執筆)、緊急事態であることか(斎藤信也「医療専門職ボランティアに係わる法的諸問題」高知女子大学紀要看護学部編55巻71, 81頁(2006年)(医療専門職がボランティアとして活動する場合に義務が低く認定されることがあるとしても、その理由はボランティアとして活動していたことではないとする))、いずれかであると考えられる。このような学説に照らすと、上記の2つの判決は、監視員を設置する義務を営利的なプールに限定するものではなく、そのような義務が営利的なプールにあることを確認する認定であると考えられる。

204 木庭、山川編前掲書(注87)209, 223頁参照。

205 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」14頁参照

206 日本プールアムニティ協会前掲書(注21)9頁参照。

の授業について、1人の教師が指導と監視の2つの役割を果たし、監視に専念する者が存在しない状況でおこなわざるをえないという現状に対して、授業方法を検討する必要があるという指摘がある<sup>208</sup>。授業にかぎって専任の監視員が必要ではないという理由は明らかではなく、このような検討はきわめて重要であると考えられる。

1980年にはすでに、「監視の仕事は責任も重く、心身共に疲労するので、できる限り、臨時のアルバイトではなく、専任職員の職務の一部として位置づけ、必要とあれば相応の手当てを出すことも考えるべきであろう」と提言されていた<sup>209</sup>。この提言がなされてから30年以上が経過した現在、専任職員として任用するという点についても、相応の手当てを保障するという点についても、十分改善されたということは難しい<sup>210</sup>。なお、学校プールの開放の場合に、一定の泳力を持ち、水着を着用した、十分な人数の監視員の設置が要求されるとすると、監視役を引き受ける者がおらず、学校自体が主催するか業者に監視業務を委託するかしなければならなくなるところ、それらはいずれも困難なので、開放を断念せざるをえなくなる。そうすると、学校プールの開放を利用していた人たちが市民プールなどを利用するしかなくなり、利用しうるプールが「遠くなった、混む等の苦情が出る」ことが予測される」として、監視員に関する要件を緩和すべきであると示唆する見解がある<sup>211</sup>。しかし、そのような苦情を防止するために、安

---

207 日本水泳連盟、日本スイミングクラブ協会編前掲書（注48）224-25頁参照。

208 日野前掲論文（注162）96頁参照。判例では、状況しだいで、教師1名が生徒35名を指導・監視していた事件で、監視が十分ではなかったと批判しうるものの、当該欠陥と事故の結果の間に因果関係がないとしたものや、教師2名で生徒65名を指導・監視していた事件で、監視に過失があったとしたものがある。しかし、1980年の時点で、「教師1人の指導の限界は一般的には10～15人である」とされていた。体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）195頁（指導者とは別に監視専任者を置くべきであるという指摘はない）参照。そうであるならば、上記の判例においては、監視の過失というよりも、監視者を十分設置する義務の違反を問題とすべきであったと考えられる。

209 体育・スポーツ事故研究会編前掲書（注12）384頁参照。

210 両方の点について、現状では「経費的に不可能」とする指摘として、坂元要「水泳プールでの管理者に求められる重大事故を防ぐための工夫と注意」日本水泳連盟編前掲書（注65）63頁参照。

211 吉田勝光「学校のプール開放中の事故」日本スポーツ法学会年報15号219-20、222頁（2008年）参照。

全が確保されていない学校プールの開放を強行すべきであるか疑問がある。

⑩監視員に担当区域を割り当て、かつ、監視担当時間と休憩時間を指示する義務。監視と休憩の交代は20分から30分に1度おこなわれるべきであるといわれる<sup>212</sup>。この点で、気温が28℃を超えると熱中症に罹患する危険性が増すことから、激しい運動をおこなう際には、30分おきくらいに休憩をとるように勧告されていることが想起される<sup>213</sup>。監視員は、勤務しているかぎり休憩時間においても、ヒップ・パック（ウェスト・ポーチ）を常に着用し、緊急事態対応計画が発動された場合に適切な役割を果たせるように準備しておかなければならない<sup>214</sup>。もっとも、「休憩中に水中の異物等の探査を行う」<sup>215</sup>などの業務の遂行を要求することは、監視員に休憩が必要であることに照らして疑問がある。監視員の配置法としては、基本的な方法として、競泳プールにおいて用いられる均等配置法、逆光などの影響が考えられるプールにおいて用いられる交差配置法、そして、混雑しているプールにおいて用いられる重点配置法がある。また、監視員の交代の方法としては、完全入替え制、順送り制および順次送出し制などがある<sup>216</sup>。飛び込み板の付近などのリスクの高い場所には専任の監視員を設置す

212 See AMERICAN RED CROSS, *supra* note 43, at 48. 日本水泳連盟、日本スイミングクラブ協会編前掲書（注48）226頁（監視を的確に行える時間は30分であり、30分以内に監視員が交代する必要があるとする）も参照。

213 武藤他編前掲書（注29）202頁参照。

214 See AMERICAN RED CROSS, *supra* note 43, at 12.

215 ふじみ野市大井プール管理業務仕様書〔2006年度〕5（キ）②。

216 篠崎豊「読者の質問に答える形でスキャンパターン・監視員配置方法・基本のローテーションをより具体的に」月刊体育施設25巻10号30-33頁（1996年）参照（プールにおけるスキャン（走査）のパターンとして、アップ&ダウン、サイド・ツー・サイド、ジェオメトリック、ダブルトライアングルという基本パターン、および、波のプール用のフロント・ツー・サイドを紹介する）。日本水泳場安全協会監修前掲書（注41）11-13頁も参照。スキャンの対象がプールよりも広範囲である海岸の場合には、「注視点を素早くかつ細かく動かす」中心視走査法（foveal scanning）と、「注視点をあまり動かさずにゆっくりと全体を監視する」周辺視走査法（peripheral scanning）のうち、良好な心理状態と注意集中状態（vigilance）を維持するために比較的に優れていることから、後者が勧められている。中塚健太郎他「水難救助活動における監視作業に有効な走査法」流通経済大学スポーツ健康科学部紀要1巻1号87、92-93頁（2008年）参照。

る義務がある。

①救助および救護のための器材を準備する義務<sup>217</sup>。監視所は「貯水槽の水底を含め」施設の全体を見渡すことができ、かつ、監視員が事故などに迅速に対応することが可能な場所に必要な数を設置すべきであるとされる<sup>218</sup>。監視台が必要かどうかは、講習会の場合には、「プールの規模、練習していた区画の範囲、受講生の年齢、指導者・監視員の存在に照らし」て判断され、人工呼吸器および酸素ボンベが必要かどうかは「講師の資格・能力・経験に照らし」て判断されるとする1985年の判決がある<sup>219</sup>。監視台については、この判示は現在でも妥当であると考えられる。なお、屋外の監視台に日除けを付けると、監視員の負担を軽減することができる<sup>220</sup>。これに対して、人工呼吸器については、判示のように講師の資格などしだいで相対的に必要であるわけではなく、現在では絶対的に必要であり、監視員はそれらを使用する能力を研修・訓練によって習得することが要求されていると考えられる。酸素ボンベについては、学校プールにおける応急手当てのための使用を推奨する指針もある<sup>221</sup>。しかし、酸素ボンベは、薬事法の適用を受け、一定の圧力を超えるものである場合には圧縮ガスとして高圧ガス保安法の適用も受ける可能性があることから、その移動・貯蔵・消費について注意を必要とする<sup>222</sup>。これらに加えて、緊急時に利用者に周知するための手段となる放送設備、および、監視員間の連絡設備を整備

---

217 なお、ボルトなどの破損に対応するために、それらの予備および必要な工具を準備しておくべきである。「プールの安全標準指針」11頁参照。

218 東京都福祉保健局「プールの安全・衛生の管理」（2008年5月）8頁参照。なお、監視員の業務として、「水面を中心に場内全域において監視を行う」ものとする指針がある。「埼玉県プールの安全管理指針」7頁参照。しかし、監視の中心を水面とすべきであるとする記述は、「水面」が通常プールの表層を意味していることから、ただでさえ見逃されがちな水底の監視を看過させかねないと考えられる。

219 浦和地判1985年7月19日参照。

220 日本水泳連盟編前掲書（注34）53頁参照。

221 神奈川県教育委員会「学校水泳プールの安全管理について：学校における安全管理マニュアル作成の手引き」1, 4頁参照。

222 静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱別表（第4条関係）第1の3(1)イは、「救急薬品等を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくこと」を勧告している。救急処理に使用しうる薬品の種類についても、薬事法の制限に服することから、注意を必要とする。

することを義務づける条例もある<sup>223</sup>。リングブイなどの救命浮き輪<sup>224</sup>、バック（脊柱）ボードおよびアクア・キャリア（水中担架）なども必要となる。水を含むと重量が増す布製担架は、プールにおいては適切ではない。救護所に救護ベッドを備えることも必要とされる<sup>225</sup>。これらの器材については、管理計画などに一覧表を記載し、プールの開設時およびそれ以後定期的に点検することが重要であると考えられる。

⑱ プールサイドなどの水はけをよくし、転倒することを防止する義務。転倒防止などのために、プールサイドの照明の照度は常時 100 ルクス以上にすべきであるといわれる<sup>226</sup>。

⑲ 塩素剤などの薬剤の適切な管理・使用を指導する義務。遊泳者が増加すると、それにとまって汚染負荷量が増加し、人の尿や汗などに由来する有機性アミンがジクロラミンやトリクロラミンの生成を増加させる。そうすると、塩素剤の消毒効果が低下してしまう。そのような場合には、管理者は利用者の数を常に把握し<sup>227</sup>、かつ、水質検査の頻度を増加させることによって<sup>228</sup>、必要な塩素剤を追加し、プール水の遊離塩素濃度を適切な水準に維持することが要求される。

⑳ プールに外部から侵入することを実効的に防止する柵などを設置する義務。柵に設けられる出入口は施錠できる構造とすべきであるといわれる<sup>229</sup>。

㉑ 備品がプールの外の道路に落下し、通行者の事故を引き起こすことを

223 「プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則」（2007年9月27日、東京都規則第201号）別表第1（第11条関係）第1（6）参照。なお、ここにいふ「連絡設備」は、「双方向連絡が可能な通信機器」を指すものと考えられる。東京都福祉保健局「プールの安全・衛生の管理」9頁参照。

224 救命ブイを引くロープは、長さが200ft〔約61m〕を越えると、効果的ではないといわれる。See John R. Fletemeyer, *Water Safety Measures for Hotels and Resorts*, in DROWNING 211, 218 (John R. Fletemeyer & Samuel J. Freas eds., 1999).

225 大阪府遊泳場条例第7条13号参照。

226 東京都福祉保健局〔健康安全部環境衛生課指導係〕「プールの安全・衛生の管理」（2008年5月）24頁参照。

227 愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課「プール管理の手引」17頁参照

228 愛知県プール条例運営要綱第5の2（9）参照。

229 愛知県プール条例施行規則別表第1（第3条関係）三（5）参照。

防止する義務。

㊸ロッカー室などにおける小型カメラによる盗撮などを防止する義務。

### (c) 監視員の義務

㊹利用者に利用区域を指示する義務。

㊺子どもに大人が同行しているかどうかを確認する義務。

㊻水着を着用して勤務する義務。1973年に小学校の授業の際に水着を着ることなく水泳の指導をしていた教員が書類送検されてから、民事訴訟でも水泳指導員が水着を着ていたかどうかが問題とされるようになったといわれる<sup>230</sup>。この点で、水泳指導の際に、見学者を監視役に利用することが「プールの効率的な使用」として勧められる場合がある<sup>231</sup>。しかし、見学者は、注意力を十分もって指導の開始から終了まで監視しているとはかぎらず、また、通常水着を着ていないことから、必要な場合に迅速に対応できるともかぎらないことに注意する必要がある。

㊼監視する義務。監視は、常時・水面のみならず水底にまでなされていなければならない<sup>232</sup>。安全確認のために、一定の間隔で遊泳者をプールから一斉にあがらせることも有効であるといわれる<sup>233</sup>。監視する義務は事故を発見する義務を必ずしも含まない。例えば、監視員には「手足を動かし泳いでいるように見えた」が、近くの者には当該人の「目が白い」ことが認識される場合がある<sup>234</sup>。このような場合に、監視員に事故の発見を期待

---

230 日本水泳連盟編前掲書（注34）115頁参照。

231 木庭、山川前掲書（注87）19頁参照。

232 Ellis & Associates の「10/20 ルール」(ELLIS & ASSOCIATES, *supra* note 46, at 7) については、前稿で指摘したように、機械的に適用することはできないとする指摘がある。そうであるとしても、同ルールの力点は、監視の間隔をできるかぎり短くすべきであることにある。この点で、アメリカ赤十字も、事故発生から30秒以内に発見し対応とする基準を掲げていることが想起される。See AMERICAN RED CROSS, *supra* note 43, at 36. この基準は、溺水被害者は通常20秒ないし60秒の間、水面にいるという知見を背景にしていると思われる。See AMERICAN RED CROSS, *id.* at 38. その意味で、同ルールは「発見的 (heuristic) な」機能を果たすものとして高い価値をもつと考えられる。

233 愛知県健康福祉部健康担当生活衛生課「プール管理の手引」14頁参照

234 日本スポーツ振興センター前掲書（注87）25頁参照。

することは無理である。授業の場合には、要求されるのは、「異状事態が発生すれば直ちに発見しうる状況」を確保することであり、そのような「状況」が確保されてさえいれば、教師が事故を最初に発見しなかったとしても、そのことだけをもってして教師の過失によって応急措置が遅れたと認める証拠はないといわれる<sup>235</sup>。

㉗危険回避のために注意喚起する義務。とりわけ、利用者同士の衝突や危険な行為を回避するための注意喚起を含む。例えば、それを放した勢いで眼球に当たったときに失明する危険のある水中眼鏡を引っ張る行為を防止するための注意喚起を含む。

㉘救助および救護の知識および技術に関して研鑽する義務<sup>236</sup>。体育教師について、蘇生法の「知識を有していなかったことが、非難に値する」とする判決がある<sup>237</sup>。同じことは、監視員についてもいえると考えられる。すなわち、救護の技術に関する最新の情報を収集し、繰返し訓練しておく義務である。救護が救助の後におこなわれる場合には、救護者は安静状態ではなく、救助という運動の後に蘇生法を施術する必要があるため、人工呼吸の際の吹込み量の過多や、胸骨圧迫を通常より速くおこなうことから1回ずつの圧迫の深さが浅すぎ（過弱）になるという問題を生じやすい。それゆえ、救助の訓練と蘇生法の訓練とを組み合わせる必要があると指摘されている<sup>238</sup>。なお、胸骨圧迫の際には、十分深く圧迫すると同時に、十分戻すことが重要である。というのも、胸壁が完全に戻らないと、血行動態が有意に悪化するからである。それを回避するためには、胸骨圧

235 千葉地判 1974 年 11 月 28 日参照。

236 医師が研鑽義務を負うとする判決として、最判 1996 年 1 月 23 日参照。木ノ元直樹「2.過失・違法性の判断基準について」小児科臨床 62 巻増刊号 1257, 1259-62 頁（2009 年）参照。もちろん、医師と監視員とは研鑽の対象は異なるものの、生命に係わる専門職として、監視員もその職務を遂行するために期待される最新の知識および技術を得るために研鑽する義務を負うということは可能であると考えられる。

237 札幌高判 2001 年 1 月 16 日参照。もっとも、この判決は、蘇生法を「施用すれば必ず蘇生する或いは高い確率で蘇生するとまで認定することはできない」ので、蘇生法を施用しなかったことと死亡との間に因果関係を認めることはできない、すなわち、蘇生法を「とったからといって必ず蘇生するものとは限らず、蘇生しないこともあり、単に蘇生の可能性があるというに過ぎない」とする。

迫の際に手の平の付け根をわずかながら胸部から完全に離すことが推奨されている<sup>239</sup>。

#### ㊸救助する義務。

㊸救護する義務。心肺停止の場合には、少なくとも蘇生法をおこなう義務がある。事故の直後の数分間は、「プラチナタイム」と呼ばれるように、傷病者の転帰にとって決定的に重要である。救命率は、医療機関に到達するまでにどのくらい時間がかかったかよりも、現場における手当てが最適なものであったかどうかにかいっそう依存するという知見や<sup>240</sup>、救急救命士による二次救命処置の効果はかぎられており、AEDの施術を含む一次救命処置こそが救命にとって最も重要であるという指摘もあるのである<sup>241</sup>。それゆえ、蘇生法が適切に試みられるかどうかはきわめて重要である。監視員が勤務中に「医行為」をおこなうことは、医師以外による「医業」を禁止する医師法第17条の違反となり、同法第31条の下で、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科される可能性がある。「医行為」とは、「医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼすおそれのある」行為をいい、それを「公衆または特定の多数人に対して、継続・反復の意思をもって」おこなう場合に、それを「医業」という<sup>242</sup>。そして、医師の資格をもたない監視員などがおこなった医行為によって事故が悪化すれば、当該監視員などは責任を負うことになる<sup>243</sup>。監視員

---

238 山本利春他「ライフセーバーにとって必要な技術と体力的資質」臨床スポーツ医学16巻8号903, 909-11頁（1998年）参照（海のライフセービングに関する実験の結果を報告するが、「地上の事故であってもCPRの実施者は『駆けつける』ことが多い。また心配、不安、焦燥などなどの精神的な動揺や緊張も心拍数の上昇を助長する可能性がある」とする）。

239 アメリカ心臓協会前掲書（注31）S694頁参照。なお、気道が確保されていれば、胸壁が元に戻る際に胸壁が受動的に元に戻り、換気もある程度おこなわれる。アメリカ心臓協会同書S965頁（ただし、気道確保のために首を過伸展させることが望ましいとする証拠はないとする）参照。

240 アメリカ心臓協会同書S670頁参照。

241 三田村秀雄「欧米における非医療従事者のAED使用の現状」救急医療ジャーナル12巻6号12, 16頁（2004年）参照。

242 最判1953年11月20日；最判1955年5月24日参照。監視員は勤務中に医行為をおこなう場合には、「公衆または特定の多数人に対して、継続・反復の意思をもって」おこなうものと考えられる。

243 日本水泳連盟編前掲書（注34）112頁参照。

が救急法を超える医行為を禁止されるのは、形式的には医師法に違反するがゆえであるが、実質的には、その能力を超える介入によって事故が悪化し、損害が拡大しうるがゆえである<sup>244</sup>。

注意すべき点としては、国際標準として受け入れられているアメリカ心臓協会の指針が2010年に改定されたことがある。この改定によって、原則として、傷病者に反応がなく、かつ、正常な呼吸をしていない場合、例えば、死戦期呼吸（下顎呼吸）——吸気時に瞬間的に下顎をしゃくりあげ、続いて比較的長い呼吸が続く呼吸——を含む異常な呼吸しかしていない場合には、脈拍の触診または「呼吸があるか見て、聞いて、感じる」ことによる心肺停止の識別を試みることなく、蘇生法をただちに開始すべきものとされている。また、蘇生法は、原則として、従来 of ABC（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）の順ではなく、CABの順でおこなうものとされている<sup>245</sup>。この原則の例外は、新生児および溺水者のように呼吸原性の心停止である可能性が高い場合にかぎられる<sup>246</sup>。なお、傷病者を陸上に引き上げるまで待つことなく、水中において人工呼吸を始めると、救命率が3倍になることがあるという指摘もある<sup>247</sup>。

その他に注意すべき点として、以下の点がある。まず、溺者は固い平面に寝かせるべきである。意識不明の人の首の筋肉は弛んでいることから、身体をねじると頸椎を損傷する危険があるので、頭の両側にタオルを置くなどして頸部を固定する。脊髄を負傷した人は、温かい環境においても低体温になりやすいことから、十分保温する必要がある<sup>248</sup>。頸椎・頸髄損傷の可能性がある場合には、頭後屈ではなく下顎挙上によって気道を確保し

244 なお、スポーツ・トレーナーに「医療行為の一部が期待されているのが現実である。現実と法の溝を埋めるためには、スポーツ・トレーナーについても、『柔道整復師』と同様な立法的な措置を求めるしかない」という指摘がある。望月浩一郎「現場でのスポーツトレーナーの法律的課題」武藤他編前掲書（注29）37頁参照。監視員についても同じように指摘することができるかもしれない。

245 アメリカ心臓協会前掲書（注31）S643, S680-81, S689頁参照。なお、呼吸がしばらくないとときと呼吸が頻繁なときとが交互に生じる異常な呼吸は、チェーンストークス呼吸と呼ばれる。

246 アメリカ心臓協会同書（注31）S648, S681, S690頁参照。

247 ビーレンス編前掲書（注32）259頁参照。

248 日本水泳場安全協会監修前掲書（注41）51頁参照。

なければならない。かつては、口対口の人工呼吸に心理的な抵抗がある場合には、ハンカチなどを介在させても効果は変わらないので、そのようにしておこなうべきであるといわれていた<sup>249</sup>。しかし、現在では、感染防止具を利用できない場合には、人工呼吸をおこなうべきではないと考えられている。腹部を圧迫するハイムリック手技は、蘇生法としては禁忌とされる<sup>250</sup>。その理由は、嘔吐を誘発し、誤嚥の原因となること、胸骨圧迫の開始が遅れること、溺水初期には肺ではなく胃に水が入るので、上腹部を圧迫すると、水よりも肺の気体を押し出し、肺の機能的残気量を減らし、低酸素血症を増悪させることである<sup>251</sup>。ペースメーカーを装着している人にも他の人と同じように蘇生法を施術すべきである。乳児にはAEDを使用してはならない<sup>252</sup>。ニトログリセリン、ニコチンまたは降圧剤などの貼付薬（パッチ）は、AEDパッドからのエネルギーの伝達を阻害する可能性をもち、また、AEDによるショックの際に皮膚に軽度の熱傷を起こすおそれがあることから、AEDパッドを貼る前に剥がし、それが貼られていた部分を拭き取る必要がある<sup>253</sup>。貼付薬を剥がす際には、当該パッチの薬剤を取りこまないために、手袋をする必要がある<sup>254</sup>。救護者は約2分に1度の頻度で交代することが望ましい。交代の際には、5秒以上蘇生法の施術を中断してはならない、といわれる<sup>255</sup>。ショック状態で血圧が低下し

---

249 アメリカ心臓協会前掲書（注31）S695頁は、人工呼吸を開始するかどうかの障害としては、「ためらい」よりもパニックのほうが重要であるとしつつ、CABの順で蘇生法を開始すれば「ためらい」やパニックの影響を抑えることができるとしている。

250 なお、神奈川県教育庁教育部保健体育課「運動時における安全指導の手引き：総論編」24頁は、「胃の中に大量の水を飲みこんでいるため、十分な人工呼吸ができない場合は軽く押さえ水を吐かせます」とする。

251 ビーレンス編前掲書（注32）270-71頁参照。

252 日本プールアメニティ協会前掲書（注21）238頁参照。なお、アメリカ心臓協会前掲書（注31）S648頁は、新生児の蘇生について、「心拍数を検出できない新生児の場合、10分間検出できないままであれば、蘇生の中止を考慮するのが適切である。妊娠時の異常、出生時体重の異常、または先天性異常により、ほぼ確実に早期死亡し、まれに生存しても障害発生率が容認できないほど高いことが予想される場合は、蘇生の適応とはならない」とする。問題点としてのみ紹介しておく。

253 American Heart Association 前掲書（注51）23頁参照。

254 See AMERICAN RED CROSS, *supra* note 43, at 201, 212.

ているときには出血が多くないとみられるものの、血圧が回復するにもなって再び出血し始めるので、それに対する処置が必要である。

㊸日常的・定期的「点検チェックシート」を含む業務記録（管理日誌）、研修・訓練の記録、および、事故が発生した場合の記録（incident report）を作成し、それを少なくとも3年間保管する義務<sup>256</sup>。なお、不特定多数の者が利用するプールにおいて、利用者同士の事故の加害者を特定する義務は（一般的には）ないとされる<sup>257</sup>。事故の記録は、当該事故に起因する紛争が訴訟になったときに証拠として採用される可能性をもつことから、事故の処理に関わったすべての人がそれぞれ記録を確認し、日時を記載したうえで署名すべきであるといわれる<sup>258</sup>。

## 6. おわりに

本稿に続き、「ライフセービングと法」の基礎理論として、とりわけ合衆国の法を中心とする比較法研究に基づき、救助義務を一般的に認める法域と、それを一般的には認めないことを前提として、あえて救助を遂行した者を免責する「よきサマリア人法」を制定する法域との対比を踏まえて、日本の法制を検討する予定である。また、前稿および本稿は、閉鎖水域であるプールに焦点を当てたことから、事故の件数がいっそう多い開放水域——海、湖、池、河、用水路など——におけるライフセービングを対象とする検討に進む予定である。

255 See *id.* at 205, 211.

256 「プールの安全標準指針」11-13頁参照。

257 横浜地判1991年1月28日。

258 See AMERICAN RED CROSS, *supra* note 43, at 7, 81. なお、救急救命士が作成した救急活動記録表に係わる文書提出命令の申立てが認められた事例があるといわれる。「救急業務とよきサマリア人法」消防通信32巻3号2, 3頁(2005年)参照。